

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 難病の患者に対する医療等に関する法律の規定による指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 2
- 北九州市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定【港湾空港局港湾整備部整備課】 3

◇ 上下水道局

- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局海外事業部海外事業課】 5

北九州市告示第 398 号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第 24 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 12 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
こうゆうファミリークリニック	北九州市戸畑区小芝一丁目 1 番 3 号	令和 3 年 12 月 1 日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
サンキュードラッグ永犬丸薬局	北九州市八幡西区八枝一丁目 7 番 8 号	令和 3 年 12 月 1 日

北九州市告示第 3 9 9 号

北九州市港湾環境整備負担金条例（昭和 5 5 年北九州市条例第 1 2 号）第 2 条第 2 項の規定により、同条第 1 項に定める負担対象工事を次のとおり指定する。

令和 3 年 1 2 月 9 日

北九州市長 北 橋 健 治

工事の種類	工事名	工事の実施された場所	工事の完了の日	工事に要した費用（円）
港湾環境整備施設等（施設の敷地を含む。）の維持の工事	新門司地区管理業務	門司区新門司北一丁目、新門司北二丁目及び大字今津	令和 3 年 3 月 3 1 日	40,282,979
	太刀浦地区管理業務	門司区太刀浦海岸		
	旧門司地区管理業務	門司区東港町及び旧門司二丁目		
	西海岸地区管理業務	門司区東港町及び西海岸一丁目		
	大里地区管理業務	門司区大里本町三丁目		
	日明地区管理業務	小倉北区西港町		
	砂津地区管理業務	小倉北区浅野三丁目		
	八幡地区管理業務	八幡東区大字枝光		
	若松地区管理業務	若松区久岐の浜及び本町一丁目		
	響灘地区管理業務	若松区響町一丁目		

<p>港湾における漂流物の除去その他の清掃のための工事</p>	<p>新門司地区清掃ほか業務 太刀浦地区清掃ほか業務 旧門司地区清掃ほか業務 西海岸地区清掃ほか業務 大里地区清掃ほか業務 高浜地区清掃ほか業務 日明地区清掃ほか業務 八幡地区清掃ほか業務 若松地区清掃ほか業務 響灘地区清掃ほか業務 洞海地区清掃ほか業務</p>	<p>北九州港臨港地区及び港湾区域内の門司地区、小倉地区及び洞海地区</p>	<p>令和3年3月31日</p>	<p>80,995,635</p>
---------------------------------	---	--	------------------	-------------------

北九州市上下水道局公告第136号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年12月9日

北九州上下水道局長 兼 尾 明 利

1 委託内容

- (1) 業務の名称 海外出張管理支援システム構築業務委託
- (2) 業務の内容等 仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和4年3月31日まで
- (4) 履行場所 北九州市上下水道局が指定する場所
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市上下水道局海外事業部海外事業課
 - イ 期間 この公告の日から令和3年12月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 競争参加申出書の提出場所及び期間
 - ア 場所 第1号アの場所と同じ。
 - イ 期間 この公告の日から令和3年12月16日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (4) 入札説明会の場所及び日時
 - ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟地下2階第二入札室
 - イ 日時 令和3年12月17日午後2時
- (5) 入札参加のための必要書類の提出
 - ア 持参による場合 令和3年12月20日午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、入札を行おうとする委託契約と類似する業務について、国、地方公共団体等の官公署から受託した実績を確認できる資料（作成要領は、入札説明書による。）を、必要書類を添付して第1号アの場所に提出しなければならない。
 - イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年12月20日午後5時までに必着のこと。
- (6) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和3年12月23日午後5時までに必着のこと。
- (7) 入札及び開札の場所及び日時
 - ア 場所 第4号アの場所と同じ。
 - イ 日時 令和3年12月24日午後2時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局海外事業部海外事業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3111